

議案第 2 号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則の制定について

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則を制定することについて、次のとおり提案する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 提案理由

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 4 2 号）附則第 1 項に掲げる規定の施行期日を定めようとするものである。

2 制定の内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和 7 年 3 月 2 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）

第 1 5 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 4 2 号）

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、高屋情報ラウンジの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

令和 7 年 月 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例の施行期日を
定める規則

東広島市高屋情報ラウンジの設置及び管理に関する条例（令和 6 年東広島市条例
第 4 2 号）の施行期日は、令和 7 年 3 月 2 1 日とする。